

## 訪問看護重要事項説明書（医療保険）

### 1. 事業者

- |     |       |                    |
|-----|-------|--------------------|
| (1) | 法人名   | 医療法人 聖友会           |
| (2) | 法人所在地 | 茨城県久慈郡大子町大字大子856-1 |
| (3) | 電話番号  | 0295-72-1550       |
| (4) | 代表者氏名 | 理事長 鈴木 直文          |

### 2. 事業所の概要

- |     |          |  |
|-----|----------|--|
| (1) | 事業所名     | 医療法人 聖友会 慈泉堂病院                                   |
| (2) | 所在地      | 茨城県久慈郡大子町大字大子856-1                               |
| (3) | 事業所番号    | 0813410271                                       |
| (4) | サービス提供地域 | 大子町全域 * 町外の方でもご希望の方はご相談ください。                     |
| (5) | サービス提供時間 | 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分<br>* 土・日・12月30日～1月3日は除く。 |

\* 緊急時連絡 0295-72-1550

### 3. かかりつけ医の指示書

訪問看護を利用できる方は、疾病や負傷により継続して療養を受ける状態にあり、居宅において訪問看護が必要であると主治医が認めた方になります。その場合は、かかりつけ医の訪問看護指示書が必要になるので、利用者が主治医より取り寄せます。

### 4. 訪問看護の内容

- \* 病状の観察及び主治医への連絡調整
- \* 清潔・排泄・食事の援助
- \* 床ずれの予防と処置
- \* 主治医との密接な連携の基でカテーテルなどの管理及び指示のある処置
- \* 療養上必要な環境整備とその指導
- \* 介護相談と指導及び介護者への健康相談
- \* 生活リハビリテーション及び福祉サービスの紹介
- \* 健康手帳へ必要事項の記載

### 5. 利用料金

- ・健康保険、国民健康保険。後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合（1～3割）により算定します。
- ・基本療養費、管理療養費などの各加算があります。

訪問看護料金表（医療保険）				
料 金		1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費（Ⅰ） ＜1日につき＞	週3日まで 5,800円	580円	1,160円	1,740円
	週4日以上 6,800円	680円	1,360円	2,040円
難病等複数回訪問加算 ＜1回につき＞	1日2回まで 4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回まで 8,000円	800円	1,600円	2,400円
長時間訪問看護加算 ＜週1回まで＞90分以上	5,200円	520円	1,040円	1,560円
緊急時訪問看護加算 ＜1回につき＞	2,650円	265円	530円	795円

実費費用（保険対象外）	
交通費（車代）	100円／1回につき
死後の処置	10,000円

## 6. サービスの終了

### ① お客様のご都合でサービスを終了する場合

- ・ サービス終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。

### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

- ・ 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その際は、終了2週間前までにご連絡させていただきます。

### ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ お客様が亡くなられた場合

### ④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了できます。
- ・ サービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 7. サービス内容に関する苦情

\* 当事業所の提供したサービスに対して、不満や苦情がある場合には、どんな些細なことでも構いませんので、窓口までお申し付けください。

### ① 当事業所お客様相談・苦情窓口

担当者 結城 由香利  
電話 0295-72-1550

### ② その他

当事業所以外にも、お住まいの市町村に相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

## 8. 緊急時の対応方法

\* サービスの提供中に容体の変化などがあった場合、必要に応じて臨時応急の手当てを行い、主治医の指示を受けて速やかに必要な対応をします。また、ご家族や介護支援専門員等へ連絡を致します。

## 9. 事故発生時の対応

\* サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、お客様に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

## 10. 虐待の防止について

\* 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

### ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者
-------------

結城由香利
-------

### ② 成年後見制度の利用を支援します。

### ③ 苦情解決体制を整備しています。

### ④ 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

### ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

## 11. 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)~(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

## 12. 衛生管理等

(1)看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2)事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

## 13. 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

